

# 鳥取縣公報

## 選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十三号

鳥取縣教育委員會の委員の定例選挙と岩美郡小田村議会議員の補欠選挙及び東伯郡安田村村長選挙を同時に昭和二十五年十一月十日執行する。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十四号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員の定例選挙及び岩美郡小田村議会議員補欠選挙並びに東伯郡安田村村長選挙に際し調製する補充選挙人名簿の調製、縦覽、異議の決定及び確定に関する期日及び期間等並びに申請の方法及びその期間を次のように定める。

昭和二十五年十月十一日  
外 水 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

- 一、調製期日 昭和二十五年十月二十日
  - 二、調製期間 昭和二十五年十月二十五日から四日間  
同 年十月二十八日まで
  - 三、縦覽期間 昭和二十五年十月二十九日から三日間  
同 年十月三十一日まで
  - 四、異議の申立期間 縦覽期間中
  - 五、異議の申立に対する決定期限 昭和二十五年十一月三日限
  - 六、名簿確定期日 昭和二十五年十一月六日
  - 七、名簿登録申請の方法及び期間 昭和二十五年十月二十日から五日間  
同 年十月二十四日まで
- 住所地の市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。

00373

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十五号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉の投票用紙の様式及び仮投票用封筒並びに不在者投票用封筒におすべき印を次のように定める。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一、投票用紙様式

ちゆう 注 意

○ 注

一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

や者の名
ほしめ
こうほしや
こうほしや
候し氏

鳥取縣教育委員會委員選舉投票  
 市町村選  
 管理委  
 員会印

00374

(船員の不在者投票における投票用紙様式)

ちゆう 注 意

○ 注

一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

や者の名
ほしめ
こうほしや
こうほしや
候し氏

船員不在者投票

市町村選  
 管理委  
 員会印

二、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は市町村の選挙管理委員会の印とする。

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十六号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉の選挙長及び選挙長の職務代理者を次の通り選任した。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸  
 選挙長  
 鳥取市東町一番地 窪田国藏  
 選挙長の職務を代理すべき者 同 上根政幸

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十七号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會の委員の選挙において立会演説会を行う市町村、開催の日時、会場及び一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数並びに演説の時間を次の通り定める。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一、立会演説会開催の日時、開催の市町村名、会場

日	時	開催の市町村名	会場
十月二十日十九時		日野郡黒坂町	黒坂小学校
同二十一日十四時		同 根雨町	根雨公会堂
同二十二日十九時		西伯郡境町	境小学校
同二十三日十四時		同 淀江町	淀江小学校
同二十四日十九時		同 御來屋町	御來屋町 稚蚕飼育所
同二十五日同		東伯郡赤碕町	赤碕町永樂座
同二十六日同		同 由良町	由良小学校
同二十七日同		氣高郡青谷町	青谷小学校
同二十八日同		同 寶木村	寶木小学校
同二十九日同		八頭郡智頭町	智頭小学校
同三十日同		同 若櫻町	若櫻小学校
同三十一日同		岩美郡浦富町	浦富小学校
十一月一日同		米子市	啓成小学校
同 二日同		東伯郡倉吉町	成徳小学校
同 三日同		鳥取市	日進小学校

二、一回の演説並に於いて演説することのできる候補者

数並びに演説の時間

候補者の数 七名

候補者一人あたりの演説時間数 三十分

○鳥取縣選舉管理委員會告示第五十八号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉における立会演説会の演説の順序のくじを次の通り行う。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、くじを行う日時 昭和二十五年十月十六日午後二時

○鳥取縣選舉管理委員會告示第五十九号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉の候補者で、選舉公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする者の申請期限は、昭和二十五年十月二十八日とする。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

○鳥取縣選舉管理委員會告示第六十号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉における選舉公報の掲載順序のくじを次の通り行う。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、くじを行う日時 昭和二十五年十月二十九日午後一時

○鳥取縣選舉管理委員會告示第六十一号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉における選舉運動費用の最高額は次の通りである。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

候補者一人につき 金三九、四〇〇円

○鳥取縣選舉管理委員會告示第六十二号

公職選舉法第十八條第二項の規定により市の区域を分けて次の通り開票区を設定する。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

市名	開票区名	区	域
鳥取市	第一開票区	第一、第三、第十一、第十六、第十七、第十八各投票区	市
	第二同	第二、第十四、第十五、第十九、第二十二各投票区	
	第三同	第四、第五、第十二各投票区	
	第四同	第六、第七、第十三各投票区	
	第五同	第八、第九、第十各投票区	
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七各投票区	市
	第二同	第八、第九、第十、第二十三、第二十四、第二十七、第二十八各投票区	
	第三同	第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二各投票区	
	第四同	第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十各投票区	

00377

# 選舉告示

## ◇選舉告示第一号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉における選舉会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣教育委員會委員選舉選挙長 窪田国藏

一、場所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、日時 昭和二十五年十一月十三日午後一時

## ◇選舉告示第二号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉の選挙立会人の互選及びくじを次のように行う。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣教育委員會委員選舉選挙長 窪田国藏

一、くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取縣庁

二、くじを行う日時 昭和二十五年十一月八日午後一時

昭和二十五年十月十一日印刷  
昭和二十五年十月十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

印刷

鳥取縣

# 鳥取縣公報

昭和二十五年十月十一日  
外 水曜日

本書ノ大きサハ國定規格A五判

## 選舉告示

### ◇選舉告示第三号

昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選舉において立候補の届出をした者は次のとおりである。

昭和二十五年十月十一日

鳥取縣教育委員會委員選舉選挙長 窪 田 国 藏

届出月日	候補者氏名	党派	職 業	性別	生年月日	住 所
十月十一日	伊佐田 甚 藏	無所属	無 職	男	明治二十六年 六月四日	鳥取縣東伯郡倉吉町大字湊 町二八八ノ一